

福津市 企業誘致方針



令和8年3月

福 津 市

目次

1. はじめに	3
2. 本市の特長と課題	4
(1) 特長	4
(2) 課題	5
3. 基本方針	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 方針の位置づけ	6
(3) 期間	6
(4) 企業誘致の目的	7
(5) 企業誘致の取り組みの方向性	7
(6) 誘致を促進する分野	7
(7) 対象規模	8
4. 具体的な取り組み	11
(1) 企業誘致相談窓口の開設	11
(2) 庁内外連携体制の構築	11
(3) インセンティブの制度化	11
(4) 市内未利用公有財産等の情報提供	11
(5) マッチング支援	11

1. はじめに

福津市の概要

【立地・地勢】

本市は、政令指定都市である福岡市と北九州市の間に位置し、福岡県内の圏域としては福岡市を中心とする福岡都市圏に区分される。市南部から東部にかけてJR鹿児島本線と国道3号、海岸線に沿って国道495号が通っている。西部は玄界灘に面し、玄海国定公園に指定された白砂青松の海岸線と、渡半島の一部には磯場・干潟を有している。東部は山林に囲まれた平地で形成されており、低平地である北部は水田地帯が広がり、南部は市街地が形成されている。これらを囲むように低い山々が東部から北部に連なっている。



【気候・環境】

西側に面した玄界灘を流れる対馬海流の影響を受け、気候は冬でも比較的温暖である。

【歴史・文化】

巨石古墳や国宝に指定された宝物を有する宮地嶽神社をはじめ、江戸時代から明治時代にかけて海上交易と製塩業で栄えた津屋崎千軒の街並みや平成29年に世界文化遺産に登録された新原・奴山古墳群、令和6年1月に新たに重要文化財に指定された豊村酒造旧醸造場施設等、歴史や文化を現代に伝える地域資源が数多く残されている。

2. 本市の特長と課題

(1) 特長

【交通利便性】

福岡市、北九州市の両政令市へは自動車では約1時間、電車（快速）では博多駅まで約25分、小倉駅まで約50分である。また、市内南東部を国道3号と九州自動車道が通り、古賀ICまでは約15分、若宮ICまでは約20分で接続でき、交通利便性の高さが本市の強みである。

【豊富な観光資源】

県内有数の景勝地である総延長約22kmに及ぶ白砂青松の海岸等の自然環境、光の道でも知られる宮地嶽神社や新原・奴山古墳群、豊村酒造旧醸造場施設に代表される歴史文化資産等、多くの観光資源を有している。

【人口の増加】

豊かな自然環境と都市の利便性を兼ね備えた特長を活かし、福岡駅東土地区画整理事業をはじめとした住環境の整備等「人」を呼び込むまちづくりを進めたことで、平成20年頃から継続的に子育て世代を中心として転入超過により人口が増加している。

【その他】

福岡都市圏を構成する他の自治体と比べて、土地の価格が高くない点は立地を検討する企業に対してのセールスポイントとなる。

(2) 課題

【雇用】

本市はいわゆるベッドタウンとして発展してきており、大規模な事業所等が少ない。両政令指定都市へのアクセスの良さ等から、就業人口の65%以上が市外で働いており、労働力である昼間人口が市外へ流出している。また、年代別人口構成で見ると、福岡都市圏及び福岡市と比較して20歳～24歳の若者の割合が低い。

【産業】

市の産業構造は、卸売業、小売業等第三次産業が中心の小規模事業所が多く、労働生産性が高い製造業等の基幹産業が少なく産業の集積も見られない。

一方で医療、福祉関係の事業所数、従業者数は増加傾向にあるものの、労働集約型の産業であることから人件費の割合が高く、所得向上や「稼ぐ力」に直接的に結びついていない。

【財政】

市税を中心とした自主財源の歳入総額に占める割合は30%程度と低く、法人市民税の割合も約1%と小さい。地方交付税等国・県の交付金等に大きく依存し、自律的な政策運営が難しい財政構造である。

加えて近年は子育て世代の流入が多く、児童福祉費や教育費等の社会保障費のほか、人件費、物件費等の経常的な支出が増える等財政の硬直化が進む傾向にある。このため、政策的な支出に充てる財源に余力がない状況であり、財政基盤の強化が課題である。

【産業用地】

これまで住環境の整備を中心とした人を呼び込むまちづくりを核に市政運営を進めてきたこともあり、産業団地を含む、企業誘致のためのまとまった規模の市有地を有していない。

3. 基本方針

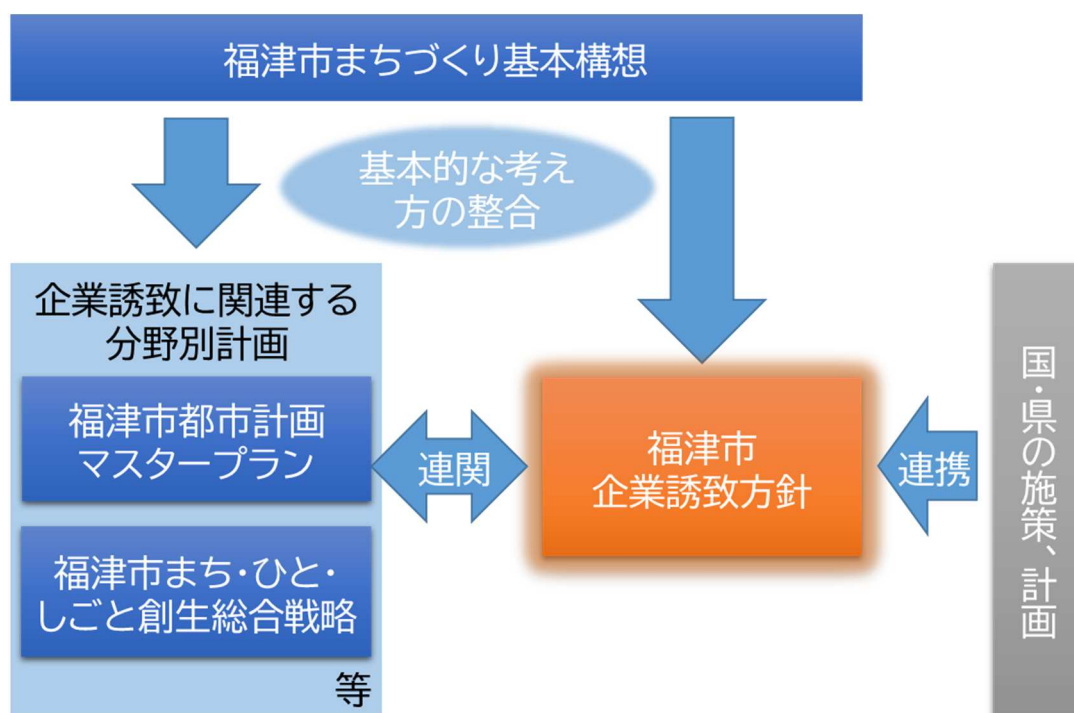
(1) 基本的な考え方

令和7年3月に改訂した本市人口ビジョンでは、本市の人口は2034年まで増加した後、緩やかに減少に転ずると推計している。

本市における前述の課題を踏まえるとともに将来人口を見据え、若者をはじめとした雇用の場の確保や地域経済の活性化、市の自主財源の増加等を図り、もって市の将来にわたる持続可能なまちづくりに資するため、人口が増加しているこの時期より企業誘致に取り組むものとする。

その取り組みにあたり、基本的な方向性を示すため、福津市企業誘致方針を作成する。

(2) 方針の位置づけ



本方針は、「福津市まちづくり基本構想」の基本的な考え方と整合を図る。また、企業誘致に関連する各分野別計画と関連しつつ、国、県の施策や計画を踏まえたものとする。

(3) 期間

本方針については、期間を設けず、状況に応じ改訂するものとする。

(4) 企業誘致の目的

①地域経済の活性化に寄与する

地場産業との連携による相乗効果等、生産性や付加価値の高い企業を誘致することで、地域経済の活性化を促進する。

②市民の雇用の場を確保する

市内で働ける場を増やすことで昼間人口割合を高め、福津市に住み続けられる環境を整えていく。また、市民の多様な働き方に応じた就業支援の一環として職住近接となる雇用の場を確保することで、市民のワークライフバランスの向上を図る。

③市の自主財源を確保する

市税収入の増加を図ることで、自主財源を確保する。

(5) 企業誘致の取り組みの方向性

市内の民有地、及び公有財産への立地に関する相談に迅速に対応するための体制を整備し、企業と土地所有者等のマッチングにより、企業の立地の後押しをする。

(6) 誘致を促進する分野

本市の特長を活かし、相乗効果が期待できる分野を選定し、優先的に誘致を促進する分野として位置付ける。(9 ページ「誘致を促進する分野に関する分析図」参照)

①-1 製造・物流分野

本市の交通利便性の高さを活かし「製造・物流」分野の誘致を促進することで、市内産業の活性化、及び雇用の創出を目指す。

【対象エリア】

交通利便性を活かした誘致を促進するゾーンとして国道3号及び高速ICへの動線を軸にエリアを設定する。(10 ページ「市内全域図」参照)

- ・ 国道3号沿い
- ・ 県道飯塚福間線沿い
- ・ 県道町川原赤間線沿い

①-2 小売分野

従来より集客力の高い大型商業施設周辺の沿道に「小売」分野の誘致を促進することで、消費者に既存施設との相乗効果による地域経済の更なる活性

化を図るとともに、雇用の創出を目指す。

【対象エリア】

大型商業施設周辺の沿道（国道3号沿い等）

②レジャー・宿泊分野

市の豊富な観光資源を最大限活用し、滞在時間の延伸及び消費額の増加につなげるため、「レジャー・宿泊」分野の誘致を促進する。

【対象エリア】

市内全域

③オフィス・IT分野

市が管理する公有財産のうち、利活用可能なものを賃貸、または売却により企業へ提供する。「オフィス・IT」分野を対象として誘致を促進し、未利用資源の活用による活性化を目指すとともに、企業側の用地選定に係る時間及び労力の削減につなげる。

【対象エリア】

市内全域

④農水産業・農水産業に関連する製造、販売分野

市の豊かな自然環境を背景に営まれる重要な産業である農水産業の振興を目指し、「農水産業・農水産業に関連する製造、販売」分野を対象として誘致を促進し、農水産業の活性化及び市産品の付加価値の向上による相乗効果を目指す。

【対象エリア】

市内全域

⑤広域的な取り組み

上記のほか、広域的な取り組みとして、県が進める産業プロジェクト等、県内の企業誘致のトレンドを把握し、方向性が合致する分野について誘致を促進する。

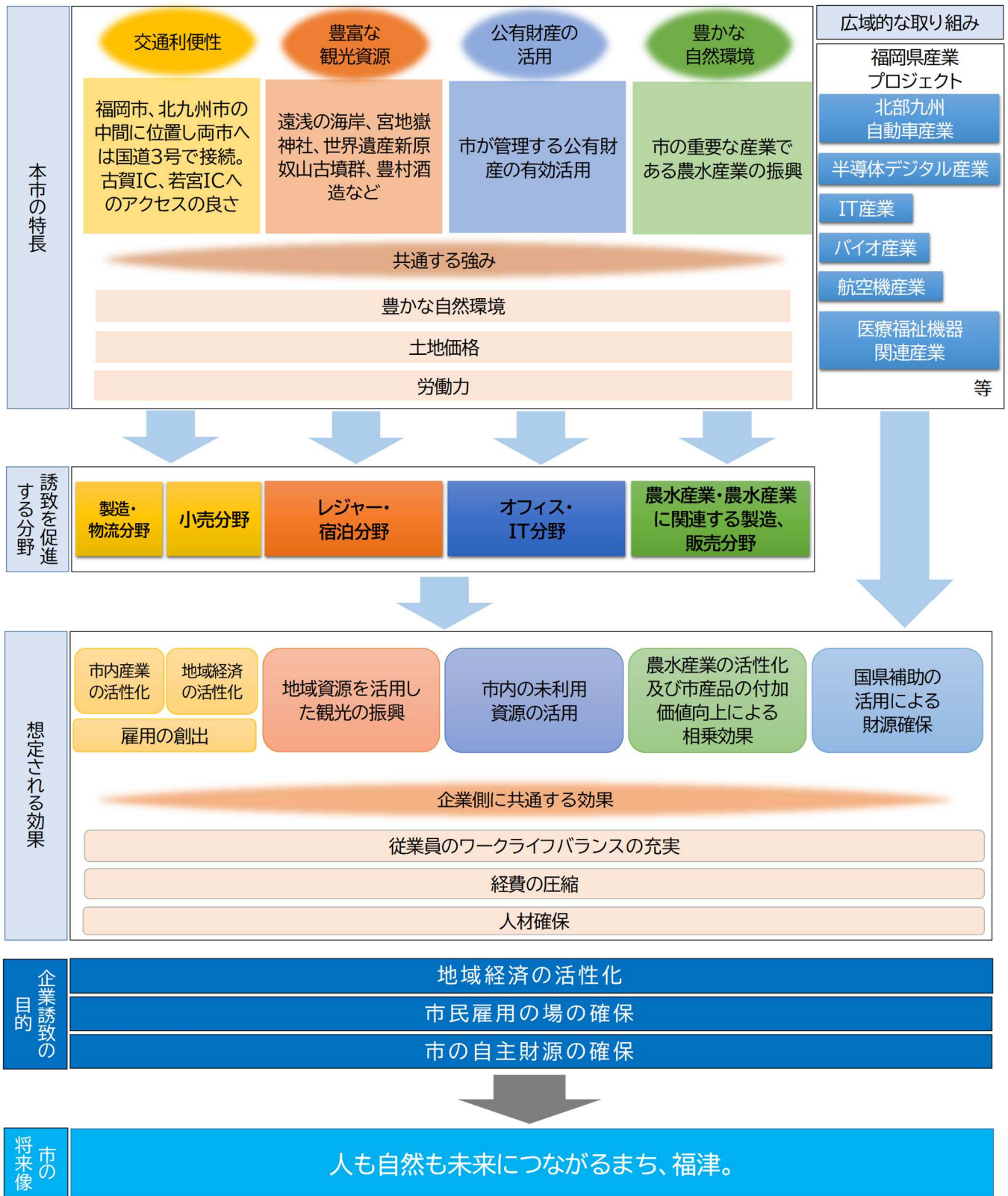
【対象エリア】

市内全域

（7）対象規模

誘致の対象とする規模については、一定額以上の資本投下、かつ一定数以上の常時雇用を行うものとする。

▼（誘致を促進する分野に関する分析図）



▼ (市内全域図)



4. 具体的な取り組み

(1) 企業誘致相談窓口の開設

企業からの立地の相談に迅速かつ柔軟に対応するため、経営企画部経営戦略課内に相談窓口を設置する。

(2) 庁内外連携体制の構築

企業の立地に向け、相談窓口を起点として、土地利用に関する様々な面で整合を図っていく等庁内全体のコンセンサスを深めるため、庁内連携体制を構築する。

また、国や県との連携を深め、企業誘致に関する情報収集を行い、その結果を相談があった企業へ提供する。

(3) インセンティブの制度化

本方針に即して立地した企業に対する固定資産税の税制優遇措置等のインセンティブの制度化をすすめる。

(4) 市内未利用公有財産等の情報提供

市が所有する公有財産（土地、建物等）のうち、利活用可能なものについて整理を行い、相談があった企業に情報を提供する。

(5) マッチング支援

本市への立地を希望する企業と、企業による土地活用を望む地域とをつなぐため、民間企業と連携し、マッチング支援を行う。